



Title	日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム : 高柳信一『学問の自由』再訪 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	盛永, 悠太
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15097号
Issue Date	2022-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86662
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Morinaga_Yuta_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム
——高柳信一『学問の自由』再訪——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本国憲法 23 条の解釈論として現在でも有力な地位にある公法学者・高柳信一 (1921-2004 年)の学説を本邦ならびにアメリカの二つの観点から内在的に検討することを目的とする。

まず序論で問題の所在ならびに問題関心として、高柳説に対する近時の批判・再検討の流れと、同説に対する理解が散在・多様化していることを確認し、同説の内在的読解の必要性を指摘した。

第 1 章では、公法学者・高柳の経歴や初期の研究を検討した。第二次世界大戦での徴兵経験、そして終戦後「偶然」の作用で研究者としてのキャリアを歩むこととなった高柳は、自らの人生そのものを「偶然」の所産と捉えつつ、早くして「学者としての在り方」、「社会における存在意義」に煩悶していた。1957-60 年にかけての英米留学を期に高柳は、その後の公法学研究と並び「学問の自由」を終生の研究テーマとする転機を得る。1968 年の論文「近代国家における基本的人権」では、高柳は、社会を前提・基本とする国家観と意思自由の原則を核に、「近代国家における基本的人権」を定式化し、その延長線上に「思想の自由市場」を原理とする市民的自由概念を見出す。

第 2 章では、主著『学問の自由』(1983 年)を手がかりに、高柳の「学問の自由」論を仔細に検討した。日本国憲法 23 条「学問の自由」とは、思想の表明や言論活動を理由として、大学設置者・管理者が大学教員に懲戒解雇権その他一切の処分を発動可能である大学という場に対して、市民的自由(思想の自由市場を前提)を妥当・貫徹させるものとして捉えられ、理解された。その意味で、市民的自由と「学問の自由」は同質的とされる。これは、思想の表明や言論活動という側面では市民的自由と「学問の自由」との間に差異を認めない一方で、実際の機能(制度面)では、大学の財政的自治権や教授会自治論を正当化するという点で戦略的ともとれる議論であった。高柳は、そうした相反する要素を、理論的正当化における「同質性」でまとめ上げていた。こうした高柳説は 1950-60 年代のアメリカのアカデミック・フリーダムの議論、特に留学時代に接したと思われる Ricahrd Hofstadter& Walter Metzger、Robert MacIver の著作(共に 1955 年刊行)に大きく依拠していた。

第3章では、Hofstadter & Metzger を、第4章では MacIver を取り上げ、それぞれの内容と高柳説への影響関係・相違点について論じた。

Hofstadter 担当の第一部では、植民地期から19世紀半ばまでのアメリカの大学・カレッジの生成と発展の歴史を通じ、この時期のアメリカの高等教育は宗派との戦いが軸であったことを確認すると共に、それが高柳説にもベースラインとして受け継がれていることを指摘した。特に、宗教改革や経済発展から精神的自由の主張が生成・展開されていく様を描く Hofstadter の議論が高柳に大きく影響を与えた可能性があること、それが市民的自由と「学問の自由」の同質性を強調する見解にも繋がっていることを論じた。

その一方で、Hofstadter や Metzger の叙述からは、高柳が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式で、一貫したストーリーを描こうと試み、それに沿う形で Hofstadter & Metzger の記述を取り入れていたことが明らかとなった。

そして、Metzger 担当の第二部との関連では、高柳はアメリカの大学と理事会管理体制の文脈で、大学とビッグ・ビジネス、進化論を巡る論争を取り入れたのに対し、Metzger の議論の中でも重要な要素の多くが触れられていない。すなわち、ドイツの「学問の自由」理念とアメリカへの輸入。その結果生じたアメリカ独自のアカデミック・フリーダム理念。その際に、教員の「教授の自由」と学生の「学習の自由」のうち、前者がアカデミック・フリーダムの要素として受容されたが、後者は切断されたこと。1915年に結成・設立された全米大学教授協会(AAUP)の声明やその活動内容。これらの叙述に触れられていないのは、「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を描くための高柳の意図である可能性が高いことを指摘した。

第4章では、マッカーシズムの記憶がまだ新しい時期のアメリカを背景にした MacIver の議論を扱った。Hofstadter & Metzger の扱った時代よりも、大学に対する世論や外部勢力による攻撃が活発になされた時期であったことから、MacIver は民主主義とアカデミック・フリーダム・大学との関係を論じていた。高柳は、MacIver の叙述から、「専門職的自由」論や理事会管理体制に対する「教授団の自律(autonomy of faculty)」の勃興、そして「機能的自由」などの多くを参照している。それに加えて、大学内での学生の発言の自由を肯定している点や、「俗流化せしめられた民主主義」について論じた点も、MacIver からの影響と考えられる。

しかし、次の点で明確な相違もある。例えば、「専門職的自由」論で高柳は、アカデミック・フリーダムの中から市民としての「大学外での発言と行動の自由」を除外した。また、学生についても前述の Hofstadter & Metzger の著作からは言及せず、MacIver の著作から言及したのは、そちらの方が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を主張する上で、論理的な首尾一貫性の面から適切と考えたためではないか、と指摘した。

以上を踏まえ、本稿は再び日本に戻り、第5章では、高柳が「学問の自由」について論じた時代背景や同時代の言説との比較を通じて、同説の掘り下げと再度の検討を行った。そこでは、1960年代を中心に、宮沢俊義ら先行世代の議論にとどまらずで、同世代の憲法学者小林直樹や後続世代の樋口陽一らの議論との比較を行った。最終的には、永井道雄の議論との対比から、高柳は「大学改革」を打ち出す勢力に対して、意図的に「古典」である Hofstadter & Metzger を中

心に議論を展開して対抗しようとしたこと、その場合大学の財政問題などは同書の射程外になってしまうため、そこでは Hofstadter & Metzger や MacIver の議論は用いなかったこと、今日まで高柳説が学説として継承された要因には、時代や状況に対して憲法 23 条の議論を原理論レベルで展開するのか、具体的な制度論まで話を広げるのかをその都度慎重に選択していたことが考えられるのではないか、指摘した。

最後に本論文の結論では、以上の成果をまとめた上で、次の二点を指摘した。第一に、今後も高柳説を憲法 23 条の議論で先行研究として参照する際は、同説が提示する議論がいかなる歴史的事実や経緯に依拠しているかに注意を要すること。特に、アメリカの文献から相当程度意識的に彫刻した概念を用いて叙述を行っている点、高柳説とアメリカのアカデミック・フリーダム概念の間の相違点について留意する必要がある。第二に、今後大学教員を含めた知識人が、従来以上に「政治」へ関わる可能性が高くなり、それが役割として求められていくとすれば、研究者の行いや振る舞いのどこまでが「学問の自由」でどこまでが一般市民としての行為と言えるかが、問題になり得るところ、1960 年代の「政治」に対してあくまでも「学問の自由」の実践として対応した高柳の姿勢は、一つの選択として評価すべきである。